平成３０年（フ）第１５号
佐賀県唐津市厳木町岩屋530番地１　寿光園
債務者　山村　芳一
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成３０年（フ）第３２号
宮崎県日向市大字財光寺275番地１　桂ハイツ302号
債務者　芳賀　直也
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第４号
熊本県水俣市浜町３丁目６番５号、前住所熊本県水俣市深川３番地２
債務者　永江　正弥
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成３０年（フ）第７号
青森県つがる市車力町若林64番地
債務者　村上　セコ
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
青森市八重田３丁目１番16号
債務者　砂田　哲子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４号
松江市八雲町東岩坂1827番地
債務者　清水　純子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１０号
札幌市豊平区豊平７条９丁目１番１―607号
債務者　髙橋巳智子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５９号
札幌市豊平区平岸４条13丁目５番２号　フォレストヒルズ平岸101号
債務者　林　　美樹
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５５号
札幌市白石区菊水元町３条２丁目１番６号　伊藤ハイツ202号
債務者　齋藤　和良
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３８号
茨城県古河市坂間252番地35
債務者　沖田真由美
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第２６号
群馬県藤岡市篠塚351番地３
債務者　寺内　大介
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第４０号
群馬県高崎市吉井町矢田239番地　柏田市営住宅214号
債務者　濱崎　和正
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第５１号
群馬県高崎市新町3255番地１　サンフェリーチェⅡ203号
債務者　和久　景子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１８８３号
さいたま市緑区道祖土２丁目21番14号　小栗ハイツ201
債務者　髙橋　洋子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６７号
埼玉県和光市下新倉４丁目27番10―217号
債務者　石黒　　昭
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１４６号
さいたま市南区曲本４丁目18番15―402号
債務者　岩間　光男
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１７４号
埼玉県志木市柏町６丁目22番20―206号
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２５３号
さいたま市大宮区三橋１丁目575番地　109
債務者　佐藤　章吾
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係